

決定書

異議申出人 福島 浩一郎

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和4年2月10日付けで提起された令和4年1月30日執行の本庄市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、本庄市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力を無効とする及び当選の効力を無効とするとの決定を求めるものである。

第2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、要約すると、以下のとおりである。

1 告示日前の選挙運動

当選人が告示日前に選挙運動用ビラをフェイスブックに投稿し拡散させた行為は、選挙の事前運動に該当し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第129条に違反するものである。

2 市職員（収納課）による選挙妨害

市長選挙の告示1か月前に、市収納課職員が市長選挙に立候補予定の本申出人を呼び出し、立候補させないよう選挙妨害を行った。これは、市の組織として現職市長を守ろうとしているものである。

3 投票用紙の改ざん

上記2より、現職市長を当選させるため、市職員が組織ぐるみで投票用紙の改ざん・書き直しなどを行った可能性があるため、開票のやり直し及び投票用紙の筆跡鑑定を求める。

決定の理由

第1 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人から令和4年2月10日に提出された異議申出書を確認したところ、異議申出の趣旨と理由に不明確な箇所があったことから、同月14日付けで補正を命じた。これに対し、申出人から同月24日に補正書が提出された。

当委員会は、同月25日に、これを適法なもの認め、受理し、口頭意見陳述などを経て、慎重に審理を行った。

第2 法令等の定め

- 1 選挙の効力に関する争訟において、選挙無効の原因となり得べき違法事由は、公選法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反することがあり」、かつ「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られるとしている。

「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない」と判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」と判示されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

- 2 当選の効力に関する争訟において、「当選無効の原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法、即ち当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」と判示されている（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。

第3 当委員会の判断

1 告示日前の選挙運動

申出人は、当選人が告示日前に「選挙運動用ビラ」をフェイスブックに投稿し拡散した行為は選挙の事前運動にあたり選挙違反と主張するが、前述のとおり、当該行為が選挙運動の罰則規定に該当したとしても、「選挙の規定に違反すること」には当たらない。そもそも、候補者の選挙運動が公選法に違反したか否かは、刑事手續に従い、裁判所の裁判によりされるものであるため、当委員会では当該行為を審理判定する権限を有していない。

さらに、「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手續において異議決定もしくは訴願裁

決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない」と判示されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決）。したがって、申出人の主張には理由がない。

2 市職員（収納課）による選挙妨害

申出人の主張する「市の組織による選挙妨害」は、証拠品から収納業務の一環である納税相談であると確認はできたが、申出人が主張するような事実は含まれていない。したがって、「市の組織として現職市長を守ろうとしている。」との申出人の主張には理由がない。

3 投票用紙の改ざん

申出人は、市職員が信用できないことをもって「投票用紙の改ざんや書き直し」の可能性を主張し、開票やり直しや投票用紙の筆跡鑑定を求めているが、根拠となる証拠提出や具体的な事実の適示がなく、憶測による主張を行っているに過ぎない。したがって、いずれの主張も理由がないため、当委員会で投票用紙の再点検等を行う必要性はないと判断する。

申出人は、その他の主張もしているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上のとおり、申出人の主張はいずれも理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年3月14日

本庄市選挙管理委員会
委員長 内野 隆次

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。